

○大隅肝属広域事務組合火葬場条例施行規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合火葬場条例(平成21年大隅肝属広域事務組合条例第5号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ市町村長が交付した墓地、埋葬等に関する法律(昭和22年法律第48号)第8条の火葬許可証又は改葬許可証及び火葬場使用許可申請書(別記第1号様式)を管理者に提出して、使用料を納めなければならない。

- 2 火葬場使用許可申請書の受付は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 火葬場において火葬場使用者は、火葬許可証又は改葬許可証並びに火葬場使用許可証を職員に示し、その指示に従わなければならない。
- 4 職員は火葬を行ったときは、火葬許可証並びに改葬許可証に火葬済印(別記第2号様式)を押印し、火葬場使用者に返さなければならない。

(使用の順序)

第3条 火葬場の使用は、火葬場使用許可証に記入された時間によるものとする。ただし、管理者が伝染病予防上その他特に必要と認めるときは、その順序を変更することができる。

(使用の時間)

第4条 火葬取扱いは、毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、特別の事由があるときは、時間外でも取り扱うことができる。

(休業日)

第5条 火葬場の休業日は、1月1日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第6条 火葬場に必要な職員を置くことができる。

(遺骨の引渡し)

第7条 遺骨の引渡しは、火葬に付した当日とする。ただし、使用者の便宜により、火葬に付した翌日に引き渡すことができる。

(使用料減免手続)

第8条 条例第4条第2項の規定により使用料の減免を受ける場合は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額を減免するものとする。

- (1) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に規定する、行旅死亡人の火葬をする場合 全額
- (2) その他管理者が特別の理由があると認められた場合 管理者が定める額

- 2 条例第4条第2項の規定により使用料の減免を願い出る者は、火葬場使用料減免申請書(別記第3号様式)に当該申請の理由となる事実を証する書類を添えて管理者に提出し、承認を得

なければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

<p>火 葬 場 使 用 許 可 申 請 書</p> <p>住 所</p> <p>申請人</p> <p>氏 名</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>大隅肝属広域事務組合管理者</p> <p>下記のとおり、火葬場を使用したいので、許可くださるよう申請します。</p>					
使用希望日時	<p style="text-align: center;">前</p> <p>平成 年 月 日 午 時 分</p> <p style="text-align: center;">後</p>				
区分(該当のものを○で囲むこと)	大人・小人。その他(死産児、改葬、胎盤、手足)				
死亡者の氏名年令	氏名		年令	歳	
死亡者の生前の住所					
死亡の原因	一類感染症等・その他				
申請人と死亡者の続柄					
火葬場使用許可証第	号	課		係	受
		長			付
<p>上記のことについては、下記のとおり火葬場の使用を許可する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 使用日時 平成 年 月 日 午 時 分</p> <p style="text-align: center;">後</p> <p>2 使用料 円</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大隅肝属広域事務組合管理者</p>					

第2号様式（第2条関係）

↑ 3 cm ↓	大隅肝属広域事務組合火葬済証
	平成 年 月 日 午前 時 分 午後
	取扱者氏名 印
← 6 cm →	

第3号様式（第8条関係）

火葬場使用料減免申請書 住 所 申請人 氏 名 印 平成 年 月 日 大隅肝属広域事務組合管理者 様 下記理由により、火葬場使用料を減免くださるよう申請します。					
1. 死亡者の住所 性別・年令・氏名 男・女 歳 氏名 2. 申請人と死亡者との続柄 3. 減免の理由 4. 添付書類 市町長証明書					
	課 長		補 佐		受 付
上記の申請について、下記のとおり火葬場使用料減免を許可する。 記 1. 使用料 円 2. 減 免 円 3. 納付額 円					

